

裁判所かたりの封書に要注意!

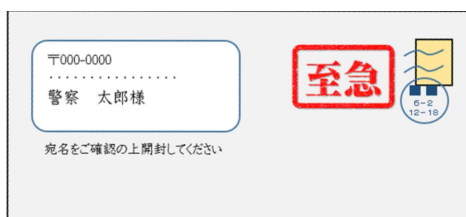


他県において、裁判所をかたった封書が自宅に郵送されるという事案がありました。



今後、本県においても同様の封書が郵送されるおそれがありますので十分注意してください!!

封筒の特徴



- ・ 横型 ・ 切手貼付
- ・ 表面に赤色で「至急」の印影あり
- ・ 差出人の記載なし

封筒の中身



◎ A4サイズ3枚

- ・ 「提訴の告知」と題するもの 1枚
- ・ 「訴状」と題するもの 1枚
- ・ 「最終取り下げ期日」などと記載されたもの 1枚

～被害防止のポイント～

- ・ 記載された電話番号には絶対に連絡しないこと。
- ・ お金の請求や裁判・告発などに関する封書やはがき、メールが届いたら、まずは家族や警察に相談すること。

